

不明確な情報への機動的な注意喚起を行うための開示注意銘柄制度の改善に係る  
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	2
3. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	5
4. 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表	6
5. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>第7節 投資者への注意喚起</u>  <u>(投資者への注意喚起)</u>	(新設)
<u>第30条 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、その周知を必要と認めるときは、投資者に対する注意喚起を行うことができる。</u>  (1) <u>有価証券又はその発行者等に関し、投資者の投資判断に重要な影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じている場合で、当該情報の内容が不明確であるとき。</u>  (2) <u>その他有価証券又はその発行者等の情報に関して、注意を要すると認められる事情があるとき。</u>	(新設)
第4章 削除	第4章 削除
<u>第31条から第40条まで 削除</u>  付 則 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	<u>第30条から第40条まで 削除</u>

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編 (略)	第1編 (略)
第2編 株券等	第2編 株券等
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 実効性の確保	第5章 実効性の確保
第1節・第2節 (略)	第1節・第2節 (略)
<u>第3節・第4節 削除</u>	<u>第3節 開示注意銘柄 (第506条)</u>
<u>第5節～第7節 (略)</u>	<u>第4節～第7節 (略)</u>
第6章・第7章 (略)	第6章・第7章 (略)
第3編～第7編 (略)	第3編～第7編 (略)
付則	付則
<u>第3節・第4節 削除</u>	<u>第3節 開示注意銘柄</u>
<u>第506条・第507条 削除</u>	<p><u>(開示注意銘柄の指定及び指定解除)</u></p> <p><u>第506条 当取引所は、上場会社が、第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合において、当該事実が開示されていないことを周知させる必要がある場合として施行規則で定めるときには、当該上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を開示注意銘柄に指定する。この場合には、当取引所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。</u></p> <p><u>2 当取引所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は当取引所が第502条第1項に規定する報告書の提出を当該上場会社に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。</u></p>
(削る)	<u>第4節 削除</u>

(削る)	<u>第507条 削除</u>
(準用規定等)	(準用規定等)
第826条 (略)	第826条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場優先株等の発行者に対する実効性の確保について準用する。	4 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u> 及び第508条から第510条までの規定は、上場優先株等の発行者に対する実効性の確保について準用する。
5 (略)	5 (略)
(準用規定等)	(準用規定等)
第957条 (略)	第957条 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)
5 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。	5 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u> 及び第508条から第510条までの規定は、上場債券、上場交換社債券及び上場ETN信託受益証券の銘柄に対する実効性の確保について準用する。
6 (略)	6 (略)
(実効性の確保)	(実効性の確保)
第1111条 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。	第1111条 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u> 及び第508条から第510条までの規定は、上場ETFに対する実効性の確保について準用する。
(実効性の確保)	(実効性の確保)
第1217条 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。	第1217条 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u> 及び第508条から第510条までの規定は、上場不動産投資信託証券に対する実効性の確保について準用する。
(実効性の確保)	(実効性の確保)
第1317条 第501条から第504条まで及び第508条から第510条までの規定は、上場ベンチャーファンドに対する実効性の確	第1317条 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u> 及び第508条から第510条までの規定は、上場ベンチャーファンドに対する

<p>保について準用する。</p>	<p>実効性の確保について準用する。</p>
<p>(実効性の確保)</p>	<p>(実効性の確保)</p>
<p>第1414条 第501条から第504条まで 及び第508条から第510条までの規定は、 上場カントリーファンドに対する実効性の確 保について準用する。</p>	<p>第1414条 第501条から第504条まで、 <u>第506条</u>及び第508条から第510条ま での規定は、上場カントリーファンドに対する 実効性の確保について準用する。</p>
<p>(上場管理等)</p>	<p>(上場管理等)</p>
<p>第1504条 (略)</p>	<p>第1504条 (略)</p>
<p>2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する 場合には、速やかに金融庁長官に報告するもの とする。</p>	<p>2 当取引所は、次の各号のいずれかに該当する 場合には、速やかに金融庁長官に報告するもの とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(5) 当取引所が、第506条第1項の規定</u> <u>により日本取引所グループが発行する上場有</u> <u>価証券を開示注意銘柄に指定した場合</u></p>
<p>(削る)</p>	<p><u>(6) 当取引所が、第506条第2項の規定</u> <u>により日本取引所グループが発行する上場有</u> <u>価証券に係る開示注意銘柄の指定の解除を行</u></p>
<p><u>(5) (略)</u></p>	<p><u>った場合</u> <u>(7) (略)</u></p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、平成26年5月31日から 施行する。</p>	
<p>2 この改正規定施行の日の前日において現に 開示注意銘柄に指定されている上場有価証券 の発行者等については、なお従前の例による。</p>	

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(実効性確保手段)	(実効性確保手段)
第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。	第141条 当取引所は、上場会社に対して、この特例その他の規則への遵守を確保するため、施行規則で定めるところにより、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
(1) (略)	(1) (略)
(削る)	<u>(2) 開示注意銘柄の指定</u>
<u>(2)</u> (略)	<u>(3)</u> (略)
<u>(3)</u> (略)	<u>(4)</u> (略)
<u>(4)</u> (略)	<u>(5)</u> (略)
<u>(5)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
2 当取引所は、前項 <u>第4号</u> に掲げる措置の検討を開始する場合には、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができる。	2 当取引所は、前項 <u>第5号</u> に掲げる措置の検討を開始する場合には、施行規則で定めるところにより、その事実を投資者に周知させるため、当該上場株券等を監理銘柄に指定することができる。
3 当取引所は、第1項 <u>第4号</u> に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができる。	3 当取引所は、第1項 <u>第5号</u> に掲げる措置を講じる場合には、その事実を投資者に周知するため、当該措置を講じることを決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場株券等を整理銘柄に指定することができる。
4 第1項 <u>第4号</u> に掲げる措置を講じる場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。	4 第1項 <u>第5号</u> に掲げる措置を講じる場合の上場廃止日の取扱いは、施行規則で定める。
付 則	
1 この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	
2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている特定上場有価証券の発行者については、なお従前の例による。	

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(特設注意市場銘柄等に指定された銘柄等に 係る信用取引残高の公表)	(特設注意市場銘柄に指定された銘柄等に係 る信用取引残高の公表)
第2条 当取引所は、信用取引を行うことができ る銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合 には、その信用取引残高を日々公表するものと する。	第2条 当取引所は、 <u>有価証券上場規程第501</u> 条第1項に規定する特設注意市場銘柄に指定 された銘柄が信用取引を行うことができる銘 柄である場合には、その信用取引残高を日々公 表するものとする。
(1) <u>当該銘柄に関し、業務規程第30条に</u> <u>規定する注意喚起が行われた場合であって、</u> <u>当取引所が必要と認めたとき。</u>	(新設)
(2) <u>有価証券上場規程第501条第1項に</u> <u>規定する特設注意市場銘柄に指定されたと</u> <u>き。</u>	(新設)
付 則 この改正規定は、平成26年5月31日から施 行する。	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
第1編 (略)	第1編 (略)
第2編 株券等	第2編 株券等
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 実効性の確保	第5章 実効性の確保
第1節 (略)	第1節 (略)
<u>第2節・第3節 削除</u>	<u>第2節 開示注意銘柄 (第502条)</u>
<u>第4節 (略)</u>	<u>第3節・第4節 (略)</u>
第6章・第7章 (略)	第6章・第7章 (略)
第3編～第6編 (略)	第3編～第6編 (略)
付則	付則
<u>第2節・第3節 削除</u>	<u>第2節 開示注意銘柄</u>
<u>第502条・第503条 削除</u>	<u>(開示注意銘柄の指定及び指定解除の取扱い)</u>
	<u>第502条 規程第506条第1項に規定する</u>
	<u>施行規則で定めるときとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。</u>
	<u>(1) 規程第402条から第411条の2までの規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合</u>
	<u>(2) 規程第415条第2項又は規程第416条第1項の規定に基づく開示を直ちに行ないと認められる場合であって、かつ、次の</u>
	<u>a 又は b に該当するとき</u>
	<u>a 上場会社に関し、上場株券等の上場廃止の原因となるおそれがあると認められる情報又はこれに準ずると認められる情報が生じている場合</u>
	<u>b 前aのほか、上場会社に関し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、上場株券等の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合（当該上場株券等の</u>

## 売買停止の場合を含む。)

(削る)

### 第3節 削除

(削る)

### 第503条 削除

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第501条から第505条まで

(6)～(13) (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第718条 規程第706条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(4) (略)

(5) 規程第501条から第506条まで

(6)～(13) (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1238条 規程第1224条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1217条の規定において準用する規程第502条から第504条まで

(2) (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1238条 規程第1224条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1217条の規定において準用する規程第502条から第504条まで及び規程第506条

(2) (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1317条の規定において準用する規程第502条から第504条まで

(2) (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

第1334条 規程第1324条に規定する施行規則で定める規定とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) 規程第1317条の規定において準用する規程第502条から第504条まで及び規程第506条

(2) (略)

## 付 則

この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
第123条 削除	<p>(開示注意銘柄)</p> <p><u>第123条 当取引所は、次の各号に掲げる場合には、当該上場会社が発行者である上場有価証券の全部又は一部の銘柄を特例第141条第1項第2号に規定する開示注意銘柄に指定する。この場合には、当取引所はその旨及び指定の理由を公表するものとする。</u></p> <p>(1) 特例第118条から特例第123条までの規定に基づく開示を直ちに行わない状況にあると認められる場合</p> <p>(2) 特例第125条第1項又は特例第129条第2項の規定に基づく開示を直ちに行ないと認められる場合であって、上場会社に關し、投資者の投資判断に影響を与えるおそれがあると認められる情報が生じており、かつ、上場株券等の約定値段又は気配値段に相当の影響が生じている場合(当該上場株券等の売買停止の場合を含む。)</p>
	<p>2 当取引所は、当該上場会社により当該事実が開示された場合又は当取引所が特例第141条第1項第3号に規定する改善報告書の提出を当該上場会社に求めることとした場合は、その指定の解除を行う。この場合には、当取引所はその旨及び解除の理由を公表するものとする。</p>
(改善報告書)	(改善報告書)
第124条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第141条第1項第2号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。	第124条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社に対して、その経緯及び改善措置を記載した特例第141条第1項第3号に規定する改善報告書の提出を求めることができる。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)

2～4 (略)	2～4 (略)
(実効性確保手段における監理銘柄の指定期間)	(実効性確保手段における監理銘柄の指定期間)
第126条 特例第141条第2項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第1項 <u>第4号</u> に掲げる措置の検討を開始した日から当取引所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。	第126条 特例第141条第2項に規定する監理銘柄への指定期間は、同条第1項 <u>第5号</u> に掲げる措置の検討を開始した日から当取引所が当該措置を講じるかどうかを認定した日までとする。
(上場契約違約金)	(上場契約違約金)
第127条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、特例第141条第1項 <u>第5号</u> の規定により上場契約違約金の支払いを求めることができる。	第127条 当取引所は、次の各号に掲げる場合において、当該上場会社が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと当取引所が認めるときは、当該上場会社に対して、特例第141条第1項 <u>第6号</u> の規定により上場契約違約金の支払いを求めることができる。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
付 則	
この改正規定は、平成26年5月31日から施行する。	